

# 電 氣 供 給 実 施 要 綱

( 高 圧 )

## 臨 時 電 力 B

2023 年 4 月 1 日 実 施

 東 北 電 力 株 式 会 社



## 目 次

1	適用条件	1
2	契約期間	1
3	契約使用期間	1
4	季節区分	1
5	契約負荷設備および契約受電設備	2
6	契約電力	2
7	料 金	3
8	契約超過金	4
9	そ の 他	5
	附 則	6
	別 表	11



# 臨時電力B

## 1 適用条件

- (1) この電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約上電気を使用できる期間（以下「契約使用期間」といいます。）が1年未満のお客さまが、この実施要綱の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

なお、契約電力は50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満といたします。ただし、特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、当該一般送配電事業者等との協議が整ったときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。また、お客さまに特別の事情がある場合、または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合上やむをえない場合で、当該一般送配電事業者等との協議が整ったときは、契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

- (2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。

## 2 契約期間

契約期間は、電気標準約款（2023年4月1日実施。以下「標準約款」といいます。）7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、需給契約が成立した日から、契約使用期間満了の日までといたします。

## 3 契約使用期間

- (1) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。
- (2) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、継続後の新たに設定される契約使用期間が1年未満となるものについては、この実施要綱を適用いたします。

## 4 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

- (1) 夏 季  
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (2) その他 季  
夏季以外の期間をいいます。

## 5 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が 500 キロワット未満のお客さまについては、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

## 6 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

### (1) 契約電力が 500 キロワット未満の場合

契約電力は、次のイの値とロの値のうち、いずれか小さいものといたします。

#### イ 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 1〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。

なお、使用する付帯電灯について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を別表 2（契約負荷設備の総容量の算定）（この場合、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）により算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できる遮断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は(ハ)により算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

#### (イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

ただし、付帯電灯は、その全部を 1 台の契約負荷設備とみなします。

#### (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
次の 100 キロワットにつき	70 パーセント
次の 150 キロワットにつき	60 パーセント
次の 200 キロワットにつき	50 パーセント
500 キロワットをこえる部分につき	30 パーセント

(ハ) 最大電流を制限できる遮断器等を施設される場合は、次により算定いたします。この場合、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。

- a 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{遮断器等の} \\ \text{定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- b 交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{遮断器等の} \\ \text{定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表 3〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 1〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント
次の 50 キロワットにつき	70 パーセント
次の 200 キロワットにつき	60 パーセント
次の 300 キロワットにつき	50 パーセント
600 キロワットをこえる部分につき	40 パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- (イ) 2 次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
  - (ロ) 2 次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
  - (ハ) 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器を除きます。）
  - (ニ) 予備設備であることが明らかな変圧器
- (2) 契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

## 7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次によって算定した値の20パーセントを割増ししたものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力1キロワットにつき	1,690円70銭
---------------	-----------

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力1キロワットにつき	2,350円70銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	35円07銭	33円69銭

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	33円11銭	31円91銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

8 契約超過金

(1) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、標準約款25（契約超過金）にかかわらず、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増しし、その値を20パーセント割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

## 9 その他

- (1) 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。
- (2) この実施要綱に定めのない事項については、標準約款によります。

# 附 則

## 1 実施期日

この実施要綱は、2023年4月1日から実施いたします。

## 2 料金についての特別措置

この実施要綱実施の際現に臨時電力Bの適用を受けている場合で、お客さまが次のいずれかに該当するときは、料金は、本則7(料金)にかかわらず、次のとおりといたします。

### (1) 需給開始日が2022年10月31日以前の場合

#### イ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(3)イ(イ)によって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、(3)イ(ニ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、(3)イ(イ)によって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、(3)イ(ニ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次によって算定した値の20パーセントを割増ししたものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

##### a 契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力1キロワットにつき	1,338円70銭
---------------	-----------

##### b 契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力1キロワットにつき	1,998円70銭
---------------	-----------

#### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

##### a 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円98銭	17円60銭

b 契約電力が 500 キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	17 円 02 銭	15 円 82 銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

b 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(2) 需給開始日が 2022 年 11 月 1 日以降で 2023 年 3 月 31 日までの場合

イ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(3)イ(イ)によって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、(3)イ(ニ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、(3)イ(イ)によって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、(3)イ(ニ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次によって算定した値の 20 パーセントを割増ししたものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

a 契約電力が 500 キロワット未満の場合

契約電力 1 キロワットにつき	1,690 円 70 銭
-----------------	--------------

b 契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力 1 キロワットにつき	2,350 円 70 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 契約電力が 500 キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	22 円 95 銭	21 円 57 銭

b 契約電力が 500 キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	20 円 99 銭	19 円 79 銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

b 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(3) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入

いたします。

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,400 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{円}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金にかかわる計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金にかかわる計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金にかかわる計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金にかかわる計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金にかかわる計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金にかかわる計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金にかかわる計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金にかかわる計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金にかかわる計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金にかかわる計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金にかかわる計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金にかかわる計量期間等

(ニ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	21 銭 3 厘
-------------	----------

ハ 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、イ(イ)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格およびイ(ロ)によって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

### 3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 30 分ごとに計量することができない計量器(以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。)で計量する場合で、本則 7 (料金) (2)において、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれるときの使用電力量は、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
- (2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、標準約款 18 (料金の算定) (1)ロに該当し、日割計算に応じて電力量料金を算定する場合で、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれるときは、その 1 月の使用電力量を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。
- (3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の平均力率は、本則 7 (料金) (3)イによらず次によります。

イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

力率は、その 1 月における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。)といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。)といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

## 別 表

### 1 負荷設備の入力換算容量

#### (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

##### イ けい光灯

けい光灯の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

入力（ワット）＝管灯の定格消費電力（ワット）×125.0 パーセント

##### ロ ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換 算 容 量（入 力〔ワット〕）
3,000	30
6,000	60
9,000	100
12,000	140
15,000	180

##### ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量（入 力〔ワット〕）
999以下	40
1,149 "	60
1,556 "	70
1,759 "	80
2,368 "	100

## ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換 算 容 量 (入 力 [ワット])
40以下	50
60 "	70
80 "	90
100 "	130
125 "	145
200 "	230
250 "	270
300 "	325
400 "	435
700 "	735
1,000 "	1,005

### (2) 誘導電動機

#### イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率133.0パーセントを乗じたものといたします。

#### ロ 3相誘導電動機

契約負荷設備	換 算 容 量 (入 力 [キロワット])
低 圧 誘 導 電 動 機	出力 (馬力) × 93.3パーセント
	出力 (キロワット) × 125.0パーセント
高 圧 誘 導 電 動 機	出力 (馬力) × 87.8パーセント
	出力 (キロワット) × 117.6パーセント

### (3) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

#### イ 日本産業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \frac{\text{最大定格1次入力 (キロボルトアンペア)}}{\text{最大定格1次入力 (キロボルトアンペア)}} \times 70 \text{ パーセント}$$

#### ロ イ以外の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \frac{\text{実測した1次入力 (キロボルトアンペア)}}{\text{実測した1次入力 (キロボルトアンペア)}} \times 70 \text{ パーセント}$$

#### (4) その他

イ (1), (2)および(3)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

## 2 契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

### (1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

### (2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて1差込口につき100ボルトアンペアとして算定した値を加えたものといたします。

## 3 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量(キロボルトアンペア)は、次の算式によって算定された値といたします。

### (1) △またはY結線の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \times 3$$

### (2) V結線(同容量変圧器)の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \times 2 \times 0.866$$

(注) その変圧器から使用する単相負荷がある場合

$$(\text{単相変圧器容量} \times 2) \times \frac{\text{単相負荷設備容量}}{\text{総負荷設備容量}} = A$$

$$\text{群容量} = \{(\text{単相変圧器容量} \times 2) - A\} \times 0.866 + A$$

### (3) 変則V結線(異容量変圧器)の場合

電灯電力用変圧器A(キロボルトアンペア)、電力用変圧器B(キロボルトアンペア)をV結線にしたとき。

$$\text{群容量} = (A - B) + (B \times 2 \times 0.866)$$

(注)  $(A - B)$  が  $\{(A + B) \times \frac{\text{単相負荷設備容量}}{\text{総負荷設備容量}} = C\}$  を下回る場合

$$\text{群容量} = \{(A + B) - C\} \times 0.866 + C$$

